

優良住宅認定に係る手数料について

担 当 課：館山市建設環境部

建築施設課計画管理係

電 話：0470(22)3751

1. 概要

- この認定は租税特別措置法における土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例を受けるために必要なものです。

2. 手数料

住宅床面積の合計	手数料(1棟につき)
100 m ² 以内	6,200円
100 m ² を超え～500 m ² 以内	8,600円
500 m ² を超え～2,000 m ² 以内	13,000円
2,000 m ² を超え～10,000 m ² 以内	35,000円
10,000 m ² を超え～50,000 m ² 以内	43,000円
50,000 m ² を超えるもの	58,000円

※館山市手数料条例による

3. 提出窓口

館山市役所3号館2階 建築施設課計画管理係

住所：館山市北条1145-1

電話：0470-22-3751